

## 原爆被爆者の介護保険(介護サービス)利用時の公費負担対象について

	介護保険法でのサービス区分	介護保険一部負担額	保険給付対象外費用	備考
福祉系サービス	訪問介護(ホームヘルプ)	※低所得者のみ  負担なし (公費請求)	自己負担	◎公費負担者番号  810000000  81476019(沖縄)
	介護予防訪問介護(ホームヘルプ)			
	第1号訪問事業 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」サービス種類コード一覧で規定するサービス種類コード:A1、A2に限る)			
	通所介護(デイサービス)	負担なし (公費請求)	自己負担	(注)被爆者健康手帳に記載の194766019を上記番号に読み替え請求  ◎介護給付費請求先 沖縄県国民健康保険団体連合会  ◎請求可能事業者 県から介護保険法に基づく指定を受けた、指定居宅福祉施設サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設
	介護予防通所介護(介護予防デイサービス)			
	認知症対応通所介護			
	地域密着型通所介護			
	介護予防認知症対応型通所介護			
	短期入所生活介護(ショートステイ)			
	介護予防短期入所生活介護(介護予防ショートステイ)			
	小規模多機能型居宅介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)			
	第1号通所事業 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」サービス種類コード一覧で規定するサービス種類コード:A5、A6に限る)	◎公費負担者番号  190000000  19476019(沖縄)		
	地域密着型介護老人福祉施設			
医療系サービス	訪問看護	負担なし (公費請求)	自己負担	◎公費負担者番号  190000000  19476019(沖縄)  ◎介護給付費請求先 沖縄県国民健康保険団体連合会  ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関(個別指定事業者)
	介護予防訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	介護予防居宅療養管理指導			
	通所リハビリテーション			
	介護予防通所リハビリテーション			
	短期入所療養介護			
	介護予防短期入所療養介護			
介護老人保健施設 自己負担				
介護療養型医療施設				

※低所得者とは、原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方(生活保護受給世帯含む)をいい、被爆者手帳とは別に、県発行の「被爆者訪問介護利用助成受給者資格認定証」の提示が必要です。

○他の制度によって、対象者の負担額が減額される場合(高額介護制度等)は、その減額後の額を請求の限度額とする。